

医療費自己負担限度額の計算方法

最終的な自己負担額となる毎月の「負担の上限額」は、加入者が70歳以上かどうかや、加入者の所得水準によって分けられます。



70歳以上の方の場合

※現役並み所得者のうち、区分Ⅰ、Ⅱに当たる方及び住民税非課税の方は限度額認定証の申請が必要です。

所得区分		外来 (個人ごと)	ひと月あたりの自己負担限度額	3月以上ご負担 いただいた方(※2)	年間上限
現役並み 所得者	Ⅲ 課税所得690万円以上の方	270,300円	$(\text{医療費} - 901,000\text{円}) \times 1\%$	140,100円	1,680,000円
	Ⅱ 課税所得380万円以上の方	179,100円	$(\text{医療費} - 597,000\text{円}) \times 1\%$	93,000円	1,110,000円
	Ⅰ 課税所得145万円以上の方	85,800円	$(\text{医療費} - 286,000\text{円}) \times 1\%$	44,400円	530,000円
一般		22,000円 (年間上限 216,000円)	61,500円	44,400円	530,000円
住民税 非課税 の方	Ⅱ (Ⅰ以外の方)	11,000円 (年間上限 96,000円)	25,700円	24,600円	290,000円
	Ⅰ (年金収入のみの方の場合、 年金受給額80万円以下など 総所得金額がゼロの方)	8,000円	15,700円	—	180,000円

70歳未満の方の場合

※限度額適用認定証の申請が必要です。

所得区分	ひと月あたりの 自己負担限度額	3月以上ご負担 いただいた方(※2)	年間上限
年収約1,160万円～の方 健保:標準報酬月額83万円以上の方 国保:年間所得(※1)901万円超の方	270,300円+ $(\text{医療費} - 901,000\text{円}) \times 1\%$	140,100円	1,680,000円
年収約770～約1,160万円の方 健保:標準報酬月額53万円以上83万円未満の方 国保:年間所得600万円超901万円以下の方	179,100円+ $(\text{医療費} - 597,000\text{円}) \times 1\%$	93,000円	1,110,000円
年収約370～約770万円の方 健保:標準報酬月額28万円以上53万円未満の方 国保:年間所得210万円超600万円以下の方	85,800円+ $(\text{医療費} - 286,000\text{円}) \times 1\%$	44,400円	530,000円
～年収約370万円の方 健保:標準報酬月額28万円未満の方 国保:年間所得210万円以下の方	61,500円	44,400円	530,000円
住民税非課税の方	36,900円	24,600円	290,000円

(※1) ここでいう「年間所得」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から基礎控除(33万円)を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。)のことを指します。(いわゆる「旧たし書所得」)

(※2) 高額療養費を申請される月以前の直近12か月の間に高額療養費の支給を受けた月が3か月以上ある場合は、4か月目から「多数該当」という扱いになり、自己負担限度額が軽減されます。

注意

同一の医療機関等における自己負担(院外処方代を含みます)では、上限額を超えないときでも、同じ月の複数の医療機関等における自己負担(70歳未満の場合は21,000円以上であることが必要)を合算することができます。この合算額が負担の上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。